

国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

- (1) 将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。
- (2) 今後の制度の見直しにおいても、保険者と引き続き十分協議し、その意見を反映するとともに、以下の点について留意すること。
 - 1) 保険者の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において万全の対策を講じること。
 - 2) 被保険者の保険料（税）負担が急激に増えることのないよう、十分な財政措置を講じること。
 - 3) 保険運営に混乱を招かないよう、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。
- (3) 生活保護受給者の国保等への加入に向けた見直しについては、社会保障制度の根幹を揺るがし、国保等の制度の破綻を招くものであることから、断固行わないこと。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保財政基盤の強化のため、平成 30 年度制度改革以降実施されている公費 3,400 億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を図ること。

また、改革により保険料（税）が上昇する保険者に対する激変緩和措置に必要な財源を十分に確保すること。
- (2) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げ等、国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、措置を講じること。

また、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。
- (3) 「こども未来戦略方針」で示された、こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を確実に実施するとともに、都市自治体

が独自に実施しているその他の医療費助成に係る同保険の減額調整措置についても、すべて廃止すること。

- (4) こどもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度については、必要な財源を確保し、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。
- (5) 普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は極めて重要であることから、見直しは行わないこと。
- (6) 保険者努力支援制度について、必要な予算を確実に確保するとともに、各保険者の医療費適正化への取組等に対する支援が目的であることを踏まえ、努力したすべての保険者が評価されるよう、適切な評価指標とすること。
- (7) 医療費適正化のため、ジェネリック医薬品の使用促進を図るとともに、数量シェア目標値の達成に向けて関係機関への協力依頼を行う等、必要な措置を講じること。
- (8) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。
- (9) 国保総合システムの更改に伴う費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、必要な財政措置を講じること。
- (10) 制度の改正や標準化等により発生するシステム改修費用については、保険者や被保険者に負担が生じないように、必要な財政措置を講じること。また、市町村事務処理標準システムの機能改善を図ること。
- (11) 特定健康診査・特定保健指導等について
 - 1) 特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る費用負担について、国は実勢に即した単価による負担金交付を行うこと。
 - 2) 特定健康診査・特定保健指導の検査項目については、実態に即した見直しを行い、追加検査項目を国庫補助の対象とすること。
 - 3) 特定健康診査・特定保健指導や保健事業について、受診率向上や確実な実施のために、人材の確保や整備への支援、関係者への周知等を図ること。
- (12) 継続的な高額医療について、保険料（税）の引上げに繋がらないよう、特別な支援制度を創設すること。
- (13) 被保険者証の廃止後の対応について、国民や保険者等の関係者に対し、混乱を招かないよう、十分に周知や情報提供を行うこと。

- (14) オンライン資格確認等システム運営負担金について、保険者に超過負担が生じないように、財政措置すること。
- (15) 支障なく予算編成を行えるよう、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料（税）率等の算定に必要な確定係数の提示時期を早めること。また、納付金の平準化に向けて、医療費水準の調整のみならず、他の視点も取り入れた算定方法に見直すこと。
- (16) 外国人の適正な資格管理や、保険料（税）納付率の向上を図るための実効ある措置を講じること。また、海外療養費や、海外出産に伴う出産育児一時金の支給等、国外において発生した事由に基づく保険給付について、適正に執行できるよう、制度や運用の改善に向けて必要な措置を講じること。
- (17) 所得税の更正に起因する保険料（税）の還付加算金の起算日について、個人住民税と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。
- (18) 出産費用の見える化を進めること。
- (19) 身元引受人のいるウクライナ避難民について、保険料（税）及び一部負担金の減免に要する費用に対し、財政措置を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 制度の円滑な運営や保険料上昇の抑制のため、国による負担割合の充実等を図ること。
- (2) 後期高齢者医療広域連合電算処理システムの更改に伴う費用については、都市自治体に追加的な負担が生じないように、必要な財政措置を講じること。
- (3) 制度の改正により発生するシステム改修費用については、都市自治体に負担が生じないように、必要な財政措置等を講じること。
- (4) 健康診査や保健事業について、財政支援の充実を図ること。
- (5) 所得税の更正に起因する保険料の還付加算金の起算日について、個人住民税と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。
- (6) 特別徴収の対象とならない被保険者について、被保険者の希望に応じて特別徴収を可能とすること。

また、複数年金を受給している被保険者からの特別徴収については、年金種目ではなく、受給年金額を優先すること。

4. 新型コロナウイルス感染症関係について

特例的な診療報酬改定や、所得減少に伴う保険料（税）率の引上げ等、新型コロナウイルス感染症の影響による保険者や被保険者の負担増への財政措置を講じること。